

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示の失効(商工指導課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(五件)(〃)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告

危険物取扱者保安講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第九百七十九号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する

る法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の告示は、その効力を失ったので、同法第三条第五項の規定により、告示する。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
河村 皓一	スーパーマーケット	鳥取市青葉町二丁目一〇八

鳥取県告示第九百八十号

鹿野町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)小畑地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
淀江町	土地改良総合整備事業（一般）大和地区農道整備	昭和五十八年三月十二日
〃	〃	昭和五十七年三月十五日
〃	〃	昭和五十七年三月七日
〃	〃	昭和五十八年三月二十日
〃	〃	昭和五十七年三月二十日

梶免地区農道整備

昭和五十七年三月十七日

鳥取県告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字穂見字老ヶ谷口八一七・八一九・八二一・字奥皆地
北平八三六・字カシラ八三九・字老ヶ谷奥八四〇・字タナノ上八四一（
以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字コヤノ谷三八一の一・字辰巳峠三八五の一（
以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字下光元字山崎西平一一八九の三、一一八九の四
保安林として指定された目的

土砂の崩壊の除備

三 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第九百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字福吉谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字栃谷原三の三〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

平成元年十月三日
鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ビルボード	奥村遊機株式会社
	サンダーアーム	
	サンダーアーム七	
	大和	
	カニゴン	
	オスマ	
	アルファー	
	タッグマッチ	豊丸産業株式会社
	スーパーラスベガス	
	パチンコ大賞	
		株式会社ソフィア

公 司

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成元年10月3日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 平成元年12月4日（月）午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成元年12月8日（金）午前10時から午後4時まで
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 平成元年12月14日（木）午前10時から午後4時まで
倉吉市山根529—2 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
- (4) 平成元年12月15日（金）午前10時から午後4時まで
境港市上道町1580 境港市市民会館大会議室

2 受講手続

- (1) 受講申請書
県内の各消防署、各市役所及び各町村役場並びに鳥取県総務部消防防災課に備え付けてある所定の申請書によること。
- (2) 受講申請書の受付期間
平成元年11月1日（水）から同月15日（水）まで（郵送による場合は、平成元年11月15日（水）までの消印のあるものに限る。）
- 3 受講手数料及びその納付方法
(1) 受講手数料 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。